

Smart Generative Chat トライアルサービス利用約款

第1条 定義

1. 本契約においては、下記の用語を以下の通り定義します。
 - (1) 「甲」とは利用者をいい、「乙」とは株式会社システムサポートをいいます。
 - (2) 「本サービス」とは、乙の提供する「Smart Generative Chat トライアルサービス」をいいます。
 - (3) 「サービス提供準備作業」とは、乙が甲へ本サービスを提供するにあたっての乙による本サービス提供環境の準備作業をいいます。
 - (4) 「ユーザ」とは、本サービスの提供を受けるすべての利用者をいいます。
 - (5) 「サービス情報」とは、本サービスを利用する際に、乙が発行するアカウントの情報をいいます。
 - (6) 「登録情報」とは、乙又は甲により本サービスへ登録される各種登録情報をいいます。

第2条 本サービス利用に関する権限許諾

1. 乙は、トライアルサービスとして本サービスを無償で公開し、甲に対しその使用許諾を行うものとします。
2. 前項の許諾は、非独占的な権利とし、本権利を第三者に貸与及び譲渡することはできないものとします。
3. 甲は本サービスを利用したことにより、本利用約款に同意したものとみなされます。

第3条 サービス提供準備作業

1. 乙は、甲からの本サービスの申し込み内容に従い、サービス提供準備作業を遂行するものとします。ただし、甲からの申し出により作業内容に変更が生じた場合、若しくは乙の責めに帰することができない事由により作業内容を変更する必要がある場合は、この限りではありません。

第4条 サービスの開始と期間

1. サービス提供準備作業が完了し、乙により本サービスの提供が可能であると判断された際、乙は甲に対し、サービスの開始が可能である旨を通知し、本サービスの提供を開始するものとします。
2. この契約によるサービス期間は、乙が甲に対して、本サービスの開始が可能である旨を通知した日（開始日）から7日間とします。

第5条 サービスの種類と内容

1. 本サービスでは、以下の Web インタフェースを提供します。

2. 利用責任者に変更が生じた場合、甲は、乙に対し、速やかにその旨を通知するものとします。

第9条 禁止事項

1. 甲は次の行為を行う事も、また行わせる事もしてはならないものとします。
 - (1) 本サービスを本サービスの評価・試行以外の自己利用目的で使用する事。
 - (2) 本サービスを、ライセンス、サブライセンス、販売、再販売、リース、移転、譲渡、頒布、タイムシェア、又はその他商業的に利用、若しくは利用可能にすること。
 - (3) 本サービスに対し、スパム・メール、反復メール若しくは迷惑メール等を送付すること。
 - (4) 他のユーザに関する電子メールアドレスなどの情報又はデータを当該ユーザの同意なしに取得、収集、集積すること。
 - (5) 児童に対する重大な有害性のあるもの及び第三者の財産、プライバシー及び肖像権等を侵害するものを含め、権利侵害的なもの、猥褻なもの、脅迫的なもの、名誉毀損的なもの、その他非合法的なもの若しくは不法行為を構成するものを本サービスに対し送付し又は格納すること。
 - (6) 商標、著作権、パブリシティ権など第三者の知的財産権その他の権利を侵害する可能性のある内容を送信すること。
 - (7) ソフトウェア・ウイルス、ワーム、トロイの木馬、又はその他の有害なコンピュータ・コード、ファイル、スクリプト、エージェント若しくはプログラムを含むものを本サービスへ送付し又は格納する等ウイルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信又は掲載する行為
 - (8) 本サービス又は本サービスに含まれる登録データの整合性あるいは機能を妨害し、又は混乱させること。
 - (9) 本サービスあるいはその関連システム若しくはネットワークに対する無制限のアクセスを試みる事。
 - (10) 本サービス、これらに含まれるコンテンツ若しくは乙の有する知的財産権の全部又は一部の複製、変更、修正、改変又は翻案する行為（第三者にかかる行為をさせることも含む）。
 - (11) 本サービスに次の目的でアクセスすること。
 - (ア) 競合する製品又はサービスを構築する目的。
 - (イ) 本サービスと類似のアイデア、特徴、機能を使用した製品又はサービスを作る目的。
 - (ウ) 本サービスのアイデア、特徴、機能を複製する目的。
 - (12) 他のユーザが本サービスを使用し、その便宜を享受することについて嫌がらせをしたり妨害したりすること。
 - (13) 逆コンパイル、逆アセンブルその他リバースエンジニアリング等の行為（第三

- 者にかかる行為をさせることも含む)
- (14) 乙又は本サービスの知的財産権等を有する第三者（以下「乙等」）若しくは本サービスの信頼を毀損する行為
 - (15) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (16) 本サービスにより利用できるコンテンツを改ざん又は消去する行為
 - (17) 他者の設備等又はインターネット接続サービス用設備の利用若しくは運用に支障を与える行為
 - (18) 乙に無断で本サービスの情報を蓄積する行為。
 - (19) 法令、条例等に違反する行為若しくは公序良俗に反する行為
 - (20) 前各号の趣旨に照らし乙等が不相当と判断した行為
2. 乙は、前項各号に定める甲の行為に対して違法又は有害な情報の発信を中止するよう要求できるものとし、甲がこれに応じない場合には、本サービスの利用を停止することができるものとします。ただし、違法性又は有害性が高く、かつ、当該情報の流通により他者の権利侵害が現実には発生していること、その蓋然性が大きいこと等乙が緊急に対応すべきと判断する相当の理由がある場合には、事前の要求なしに本サービスの全部又は一部に対し利用停止の措置を講じることができるものとします。
 3. 乙は、前項の場合、甲と事前に協議した上で違法・有害な登録情報の全部又は一部の削除することができるものとします。ただし、違法性又は有害性が高く、かつ、当該情報の流通により他者の権利侵害が現実には発生していること、その蓋然性が大きいこと等、乙が緊急に対応すべきと判断する相当の理由がある場合には、事前の協議なく登録情報の削除を行うことができるものとします。
 4. 乙は、乙が甲に対し発行したサービス情報が不正に利用された旨の通知を甲から受けた場合は、甲と協議の上、サービス情報の変更などの必要な措置を講じるものとします。
 5. 前4項の実施に伴い、甲に何らかの損害が発生しても乙は一切の責任を負わないものとします。

第10条 通信利用の制限

1. 乙は、天災・事変その他の不可抗力が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の予防、救援、若しくは交通、通信、電力供給の確保、秩序の維持など、公共利益、緊急を要する事項を優先的に取り扱うために、本サービスを停止する措置をとることができるものとします。また、これに対し乙は何らの責任も負担しないものとします。ただし、事前又は事後に甲に対し停止理由等、甲へ説明するものとします。

第11条 本サービスの停止

1. 乙は、次の各号の場合には本サービス提供の全部又は一部を停止することができるものとします。

- (1) データセンターの保守・工事その他やむを得ない事由があるとき。
- (2) 電気通信事業者が電気通信業務を中断・中止したとき。
- (3) 甲及び乙が別途合意した事由に基づく場合。
- (4) その他乙が本サービスを停止するに足るとする判断する事由がある場合
2. 乙は、甲につき次の各号の事由が生じたときは、本サービスの提供を停止することができるものとします。
 - (1) 甲が本契約の各条項に違反したとき。
 - (2) 前号のほか、甲の責めに帰すべき事由により乙の業務に著しい支障を来たし、又はそのおそれがあるとき。
3. 前2項の場合、乙は、その事由の発生後直ちに本サービスが停止される時期及びその期間を甲に対し通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない事由の場合は相当期間内の通知をもって足りるものとします。
4. 本サービスが停止した場合においても、乙は、これに対する責任は一切負担しないものとします。

第12条 本サービスの変更・終了

1. 乙は、事前通知により、本契約及び本サービスの提供をいつでも変更・終了することができるものとします。本変更・終了により甲に損害が発生したとしても、乙は一切の責任を負わないものとします。
2. 前項に関する問合せ・通知は、利用責任者を通じて行うものとします。

第13条 機密保持

1. 「機密情報」とは、一方当事者（情報開示当事者）が他方当事者（情報受領当事者）に開示する一切の機密、専有情報であって、秘密であると指定されたもの又は情報の性質、若しくは開示の状況から合理的に秘密であると理解されるものを言い、その開示が口頭、書面である場合を問わない物とします。機密情報には、本契約の諸条件（すべてのサービス利用申込書に記載される条件を含む）、本サービス、事業、マーケティング計画、技術情報、製品デザイン、ビジネスプロセスを含むものとします。機密情報は、次のものは含まないものとします。
 - (1) 甲により本サービスのシステム環境へ登録された登録情報。
 - (2) 情報開示当事者に対して負う一切の義務に違反することなく、一般的に公知である又は公知となった情報。
 - (3) 情報開示当事者に対して負う一切の義務に違反することなく、情報開示当事者による情報の開示以前に情報受領当事者が知得していた情報。
 - (4) 情報開示当事者に対して負う一切の義務に違反することなく、情報受領当事者が独自に開発した情報。
 - (5) 情報開示当事者に対して負う一切の義務に違反することなく、第三者から受領した情報。
2. 情報受領当事者は、情報開示当事者の機密情報を本契約の範囲外の目的で開示し

又は使用してはなりません。ただし、情報開示当事者の事前の書面による許可が有る場合を除きます。

3. 各当事者は、相手方当事者の機密情報を、自らの同種の専有・機密情報を保護するのと同じ方法により保護することに同意します。ただし、いずれの当事者も如何なる場合にも機密情報の保護における相当な注意を下回ることがあってはなりません。
4. 前項にかかわらず、情報受領当事者は各々日本国又は外国における官公庁、裁判所その他公的機関から法令等に基づく開示命令又は開示要求があったときには、其の命令又は要求に従い秘密情報を開示することができます。ただし、開示にあたっては原則として事前に情報開示当事者に通知するものとし、事前の通知が困難な場合には開示後直ちに情報開示当事者に通知しなければなりません。
5. 本条の定めは、この契約の終了後1年間有効に存続するものとしします。

第14条 利用者情報の扱い

1. 乙は、甲がアプリを使用するに当たり以下各号の通り利用者情報を自動的に取得します。甲は乙による利用者情報の自動的取得に対して同意するものとしします。
 - (1) 取得する利用者情報：アプリを実行した端末情報（IP アドレス、Windows アカウント名、ドメイン名、コンピュータ名、位置情報、参照したファイル情報
 - (2) 使用目的：生成 AI の監査証跡として取得
 - (3) 取得方法：アプリ実行時に自動的に取得
 - (4) 取得する利用者情報の保存場所：本サービスのサーバ内
 - (5) 第三者提供の有無：なし

第15条 責任の制限

1. 本契約に起因し又は本契約に関連して甲に損害が発生した場合、契約責任であること不法行為責任であること、又はその他の責任理論に基づくものであることを問わず、乙は甲に対し一切の責任を負わないものとしします。
2. 乙は、甲の逸失利益、使用機会の喪失、代替品又はサービスの調達費用、又はその他間接・特別・付随・懲罰的・派生的損害について、それが契約責任であること不法行為責任であること、又はその他の責任理論に基づくものであること、当事者がそのような損害の可能性を告げられていたかどうかを問わず、乙は甲に対し、その責任を負わないものとしします。
3. 本サービスは現状有姿で提供され、乙等は、甲への本サービスの提供に際し明示又は黙示を問わず、瑕疵のないこと、正確性、有用性、商品性及び特定目的適合性並びに第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権の知的財産権その他の権利（以下「知的財産権等」）及び営業秘密等の非侵害性を含むがこれに限定されない一切の保証を供しません。また、甲による本サービスの使用又はその終了及びその結果に伴う全ての責任は甲の負担となります。

第16条 係争処理

1. 甲は、本サービスの利用に際し第三者との係争が発生した場合は、速やかに乙に連絡するものとします。その際、乙は本係争に関して一切の責を負わないものとします。
2. 甲の責任範囲にて乙が訴えられた場合、乙は甲に連絡して対応を協議するものとします。その際、係争解決のために支出した金銭（弁護士費用等を含みます。）は、甲に請求するものとします。

第17条 解除

1. 乙は、甲が本契約のいずれかの条項に違反し、当該違反を是正するための相当期間を定めた催告を行ったにも拘わらずこれが是正されないときは、何らの催告も要せず本契約を解除できるものとします。ただし、甲の本契約における違反が故意又は重過失に基づく場合はこの限りではなく、事前の通知を行った上で本契約を解除できるものとします。
2. 甲が次の各号に該当する場合は、乙は何らの催告も要せず本契約を解除できるものとします。
 - (1) 差押・仮差押・仮処分・租税滞納処分その他公権力の処分を受けたことにより、本サービス等の提供に支障があると認められる場合
 - (2) 民事再生申立・会社更生申立・破産申立がなされたとき
 - (3) 自ら振り出し若しくは引き受けた手形・小切手につき不渡りが発生したとき
3. 前2項の場合、甲又は乙は当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとします。なお、契約解除は相手方に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
4. 第1項及び第2項に基づき、本契約が解除される場合においても、本サービスの暫定的な実施が必要な場合においては、甲乙協議してその方法を定めるものとします。
5. 前項における本契約の解除は、解除の発効日以前に乙に対し未払いの、又は期限の到来した料金の支払義務から甲を免ずるものではありません。
6. 前条に拘らず、甲は、書面による解除通知により本契約を解除することができるものとします。ただし、拘束期間を指定しているサービスについては当該指定に従うものとします。

第18条 暴力団等の排除

1. 両当事者は、現時点及び将来にわたって、自己が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、又は確約します。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力 集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）であること、又は反社会的勢力であったこと。

- (2) 反社会的勢力が経営を支配していること。
 - (3) 代表者、責任者又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力であること。
 - (4) 自己又は第三者の不正の利益を図る目的をもってするなど反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を図るなど反社会的勢力に利益を供与していると認められる関係を有すること。
 - (6) 反社会的勢力と密接に交際をするなど社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - (7) 暴力的又は法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと。
 - (8) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うこと。
 - (9) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する 行為を行うこと。
2. 両当事者は、自己が本契約の履行のために用いる者（個人か法人かを問わず、数次の取引先等第三者を介して用いる者を含み、以下総称して「履行補助者」といいます。）が前項各号のいずれかに該当した場合、本契約の履行に係る当該履行補助者との契約の解除その他の必要な措置を講じることを確約します。
 3. 一方当事者が前2項の表明又は確約のいずれかに反した場合、相手方は通知その他の手続を要しないで、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができ、解除により生じた損害の賠償を違反者に請求できるものとします。また、係る解除により違反者に生じた損害について、相手方は賠償義務を負わないものとします。

第19条 契約終了に伴う措置

1. 契約終了にともない、乙は本サービスのシステム内、占有下あるいは管理下にあるすべて又は一部の登録情報の消去を行うことができます。その際、乙は補償その他の責任は一切負わないものとします。
2. 次の事項は、本契約の解除又は終了後も有効であるものとします。
第15条（責任の制限）、第16条（係争処理）、第18条（暴力団等の排除）、第22条6項（準拠法）、第22条7項（裁判管轄）、第22条8項（輸出等の処置）

第20条 再委託

1. 乙は、本サービスの遂行の全部又は一部を必要に応じて第三者に委託することができます。
2. 前項により乙が本サービスの一部又は全部を第三者に再委託する場合には、乙は、当該第三者に対して、本契約に定める乙の義務と同等の義務を課すものとします。

第21条 提供条件の変更

1. 乙は、本約款を変更する場合があります。この場合、本サービスの提供条件は、変更後の約款によるものとします。

第22条 一般条項

1. 両当事者の関係

本契約は、両当事者間において、パートナーシップ、フランチャイズ、ジョイントベンチャー、代理関係、信託又は雇用関係を創設するものではありません。

2. 通知

本契約に基づく通知は、電子メール、書面又は乙 Web サイトに掲載するなど、乙が適当と判断する方法により行うものとします。乙から甲への通知を電子メールの送信又は乙の Web サイトへの掲載の方法により行う場合には、甲に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又は乙の Web サイトへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

3. 放棄及び救済の重畳性

いずれかの当事者が本契約に基づく権利を行使せず、又はその行使を遅延しても、それは当該権利の放棄ではありません。本契約において明示的に定められている場合を除き、本契約が定める救済は、当事者が法に基づいて与えられている救済を排除するものではありません。

4. 契約の可分性

本契約のいずれかの条項が権限のある裁判所によって法律に違反すると判示された場合、当該条項は裁判所によって修正されたものとみなされるものとし、当初の条項の目的を可能な限り達成できるように、法律が許容する最大限の範囲で解釈されるものとします。この場合、本契約書の規定はそのまま有効であるものとします。

5. いずれの当事者も他方当事者の事前の明示的な書面による同意がなければ、法律の規定に基づくものであると否とにかかわらず、本契約に基づくその権利又は義務を譲渡又は継承することはできません。

6. 準拠法

本契約は、日本法に準拠するものとします。

7. 裁判管轄

本契約に関する一切の紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

8. 輸出等の処置

甲が本サービスの全部若しくは一部を単独で又は他の製品と組合せ若しくは他の製品の一部として直接又は間接に次の各号に該当する取扱いをする場合、甲は、外国為替及び外国貿易法の規制及び米国輸出管理規則等外国の輸出関連法規を確認の上必要な手続をとります。

- ① 輸出するとき。
- ② 海外へ持出すとき。

- ③ 非居住者へ提供し又は使用させるとき。
- ④ 前3号に定めるほか、外国為替及び外国貿易法又は外国の輸出関連法規に定めがあるとき。

9. 完全なる合意

本契約書及びこれに基づき作成されたすべての添付別紙は、両当事者における完全なる合意によって構成するものであり、成立以前の当事者間のすべての口頭又は文書による打合せにとって代わるものであります。本契約書の如何なる修正・変更・放棄も、それが書面でなされ、かつ当事者の権限ある代表者の署名がなければ当事者を拘束するものではありません。本契約書とその添付別紙との間に齟齬がある場合は、その齟齬がある限度において本契約書・添付別紙の順に優先するものとします。

10. 協議解決

甲及び乙は、本契約の各条項の解釈に疑義のある場合及び本契約に定めなき事項については、本契約が相互の信頼関係に基づき継続的に履行されるものであることを考慮し互いに誠意をもって協議し、その解決を図るものとします。

以上